日時　令和8年10月9日9時30分
場所　熊谷市立文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　県税事務所長あいさつ

４　税務署からの連絡事項

（１）税務署窓口における各種手続きの遅延について　（総務課）

9月24日に国税総合システムの更改を行いましたが、現金領収、納税証明書の交付など窓口での各種手続に不具合が生じ、ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。

システムが復旧いたしましたら、国税庁ホームページにてご連絡いたします。

（２）マイナンバーカード・電子証明書の更新について　（総務課）

平成29年に交付されたマイナンバーカードは、令和８年に交付から10年を迎えます。交付後10年目を迎えるマイナンバーカードについては、その本体（有効期限10年）及び電子証明書（有効期限５年）が更新時期を迎えます。

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使用できなくなるほか、e-Tax等の申告・申請手続やコンビニ交付、健康保険証等にも使用できなくなるため、関係先に対して早期の更新を促して

いただきますようお願いいたします。

（３）中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について（総務課・管理運営部門）

中学生及び高校生の「税の作文」の応募状況について、中学生の作文は管内全中学校30校から6,079編、高校生の作文は４校から891編の応募がありました。税理士会熊谷支部長賞を含む優秀作品は、11月13日（金）に開催する「納税表彰式」にて表彰する予定です。

（４）源泉所得税のキャッシュレス納付の推進について　　（管理運営部門）

国税庁では、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

令和７年10月には、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標（令和８年度末までに36％）を新たに設定し、その利用拡大に向けて取り組んできました。

本年も引き続き、ダイレクト納付を始めとしたキャッシュレス納付の利用促進と併せて、源泉所得税のe-Tax・キャッシュレス納付の更なる利用拡大に向けて、ご協力をお願いいたします。

（５）期限内納付指導等のお願い　　（徴収部門）

今月は、８月決算法人の確定申告、また、２月、５月及び11月決算法人の中間申告の納期限となっています。

８月決算や各中間申告に該当する法人の関与先に対しては、期限内納付に向けたご指導をお願いいたします。

なお、税務署では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、納付書を使用しない納付手段で納付した方などに対しては、納付書の事前送付を取りやめております。

納付書の事前送付が行われないことによる「納付忘れ」がないよう、併せて関与先への周知をお願いいたします。

（参考）

○　国税庁HP「納付書の事前送付に関するお知らせ」

○　国税庁HP「納税に関する総合案内（国税の納付手き）」

（６）年末調整関係書類の国税庁ホームページへの掲載について　（法人課税部門）

国税庁ホームページに令和８年分年末調整関係情報が掲載されておりますので、関与先に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、源泉徴収義務者の方へのリーフレット等の発送は、10月下旬の予定です。

掲載内容	掲載時期
・年末調整がよくわかるページ（令和８年分）	掲載済
・令和８年分年末調整のしかた	
・「令和８年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」について	
・令和８年分年末調整関係各種申告書及び記載例	
・令和８年分源泉徴収税額表	
・年末調整計算シート（令和８年用）	
・年末調整チャットボット	
・年末調整のしかた（動画）	10月下旬掲載予定
・年調ソフト（控除申告書作成用ソフトウェア）	10月公開予定